

## 入 札 公 告

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）７月１３日

下関市役所豊田総合支所長      伊 藤   竜   太

### 記

#### １ 業務名

旧豊田中小学校交流拠点化事業支援業務

#### ２ 業務の対象施設

旧豊田中小学校

所在地：下関市豊田町大字浮石１１５９番地１

#### ３ 業務内容

別紙１「旧豊田中小学校交流拠点化事業支援業務仕様書」のとおり

#### ４ 業務期間

契約締結日から令和９年（２０２７年）３月３１日まで

#### ５ 入札条件

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。
- （２）入札公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （３）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「企画製作」小分類「イベント等の企画・運営」に登録があること。

- (4) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

## 6 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 ・ 下関市役所豊田総合支所地域政策課  
(下関市豊田町大字殿敷 1 9 1 8 番地 1)  
・ 下関市ホームページ
- (2) 日時 公告日 から 令和 8 年 7 月 2 2 日 (水) 午後 4 時 3 0 分まで

## 7 入札参加手続等

### (1) 入札参加申請方法

#### ①提出書類

様式第 1 号「入札参加資格確認申請書」

※下関市役所豊田総合支所地域政策課窓口にて入手又は下関市ホームページ掲載のこの件に関する公告からダウンロードすること。

#### ②提出期限

令和 8 年 7 月 2 2 日 (水) 午後 4 時 3 0 分 (必着)

#### ③提出先

〒 7 5 0 - 0 4 2 1

下関市豊田町大字殿敷 1 9 1 8 番地 1

下関市役所豊田総合支所地域政策課

#### ④提出方法

持参又は郵送 (書留郵便によること) すること。

### (2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和 8 年 7 月 2 3 日 (木) までにファクシミリ又は電子メールで通知する。承認の通知を受けた者は、入札の参加資格を有するものとする。

## 8 質問の方法

入札参加申請に係る本案件内容への質問は、ファクシミリ又は電子メールによること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。

- (1) 質問期限 令和 8 年 7 月 1 7 日 (金) 午後 4 時 3 0 分まで

(2) 提出先 下関市役所豊田総合支所地域政策課

ファクシミリ (083) 766-2683

電子メール ttchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(3) 質問の回答 後日速やかに質問提出者のみに回答する。

## 9 入札書の提出

### (1) 提出書類

様式第2号「入札書」

※入札書への記載額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、業務期間を通じた総額の委託料を記載すること。

### (2) 提出期限

令和8年7月28日（火）午後4時30分（必着）

### (3) 提出先

7の(1)の③と同じ

### (4) 提出方法

#### ア 持参の場合

様式第2号「入札書」を封筒に入れて密封し、持参すること。  
なお、封筒には、入札に係る件名、入札者名及び入札者の住所又は所在地を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きすること。

#### イ 郵送の場合

様式第2号「入札書」を内封筒に入れて密封し、当該内封筒を外封筒に入れて書留にて郵送すること。なお、内封筒及び外封筒には、入札に係る件名、入札者名及び入札者の住所又は所在地を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きすること。

## 10 開 札

### (1) 開札日時

令和8年7月29日（水）午前10時

### (2) 開札場所

7の(1)の③と同じ

## 11 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 入札回数は、初回を含めて3回までとする。
- (3) 開札の結果、落札者となるべき者がいないときは、再度入札を行うものとし、詳細については、別途連絡する。
- (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札事務に関係のない下関市職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## 1 2 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、別途通知する。

## 1 3 入札の無効

次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの及び入札に関する条件に違反したもの
- (2) 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
- (3) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないものの
- (4) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
- (5) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (6) 総額により落札者を決定すべき旨を告げた入札において、単価を記入したもの
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上したもの
- (8) 虚偽の申請を行った者のしたもの
- (9) 金額を訂正した入札書によるもの

## 1 4 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書及び関係法令等を熟読の上、入札すること。
- (2) 入札参加者が落札者の決定までに入札条件を満たさなくなった場合

は入札に参加できない。

- (3) 入札を辞退しようとするときは、様式第3号「入札辞退届」を提出すること。
- (4) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札の中止、又は延期する場合がある。
- (6) 入札契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

#### 1 5 問い合わせ先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所豊田総合支所地域政策課

電話（083）766-1056（直通）

ファクシミリ（083）766-2683